

れども、あゝ見ゆるからには、何れ心にあゝいふ所のある證據と知るべし。

婦人と親族法(ついで)

太田英隆

第二節 婚姻の要件

第一款 實質的條件

第一の要件、當事者の意思表示あることを要します。

この要件は、法律には明文がありませんが、婚姻の無効及取消を規定しますときに、間接に當事者の意思表示が必要であることを定めてあるのを推考して知ることが出来ます。

第二の要件、男は満十七才女は満十五年にならねば婚姻することは出来ません。

男女身躰の發達は、人に依り又國に依つて異りますが、一般に論するときは、或年齢にならなければ十分に發達せないものであつて、一般の情況に従つて、法律上一定の年齢をさめその年齢に達せない時は婚姻するを許さないとするのは、規則を定める上に於て必要なことであります。

第三の要件、配偶者あるものは、重ねて婚姻を爲すことは出来ません。

重ねて婚姻を爲すことは、刑法でも禁じてありまして、一夫一婦の制度を公認したものであります。

第四の要件、女は前婚の解消又は取消の日から、六ヶ月を経過した後でなければ再婚を爲すことは出来ません。

男は前婚の解消せられ若くは取消されたときで

も、すぐ何處へでも再婚することは勝手でありま  
すが、女は懐胎したる儘前婚が解消せられ若くは  
取消されるゝことが時々あります。こんなときはす  
ぐ再婚せば、後の夫は前夫即ち他人の子を自分の  
家で産ませやうなことになる、従つて血統を亂す  
に至りますから、女は一定の規則を設けてゐるの  
です。こゝに解釋してをかねばならぬことは解消  
と云ふことです。婚姻の解消と云ふのは、夫が死  
亡したとか又は離婚に因つて婚姻の消滅したとき  
のことを云ふのであります。

第五の要件、姦通に因つて離婚又は刑の宣告を受  
けたものは、相姦者と婚姻することは出来ません。  
姦通は、風俗を害することが最も大なるものであ  
りまして、姦通したものの同志には婚姻することを  
許さないのであります。若し許しますとすればなら

ば、此の如き悖徳者は姦通を以て離婚の方法と  
し、却つて悪縁を結びたい爲めに公然姦通するや  
うな弊に陥るのであります。

第六の要件、婚姻を爲すには左の親族關係を有せ  
ないものに限りません。

(一) 直系血族又は三親等内の傍系血族の間には  
婚姻を爲すことは出来ません。

これ等の親近者に婚姻を許さないのは茲に述  
ぶるまでもなく、舊に倫理を亂すばかりではな  
く、血統を悪くし人種の衰弱を致すやうな弊の  
あるからであります。

(二) 直系姻族の間には婚姻を爲すことは出来ま  
せん。

(三) 養子縁組から生ずる親族關係に付いては左  
の場合に婚姻することは出来ません。

養子其配偶者、直系卑屬又は其配偶者と養親又は其直系尊屬との間では、養親が其家を去るか又は養子が離縁と爲りて親族關係が止んだときでも婚姻することはなりません。

第七の要件、婚姻を爲すには左の者の同意あることが必要です。

(一) 子が婚姻をするには其家に在る父母の同意を得ることを要します。但男が満三十年女が満二十五年に達したときは同意を得なくても勝手に出来ず。

二) 父母共に死亡したとき、知れないとき、家を去つたとき、又は精神病か何かで意思を表示することの出来ない場合は、(一)の但書の年に成らなくとも成年に達した子であれば、何人の同意を得なくとも婚姻することが出来ま

す。併し、若し其子が未成年者であつたときは、其後見人及び親族會の同意を得ねばなりません。こゝに一つ問題となりますのは、父母が子の婚姻を爲すことを拒んだときはどうせう。この時は勿論婚姻することは出来ません。が、これが繼父母又は嫡母であつたときは、親族會の同意を得れば、親が拒んでも婚姻は出来ず。

(三) 禁治産者が婚姻を爲すには、その後見人の同意を得ることを要しません。

禁治産者と云ふのは、精神に大なる異状があるか何んかして、法律行為を獨りで出来ないものであります。法律行為を爲すには後見人が代理としてするので、婚姻は人に代理をして貰つたのでは脚本にある喜劇のやう

なことになりませんから、これだけは本人に任せられたので、中々行届いた法規だと思ひます。

第二款 形式的條件

婚姻形式上唯一の要件は戸籍吏に届出づるにありませす。我國從來の慣習に於きましては、一定の儀式を必要としましたが、新民法は決して儀式の成立を必要とはしません。

婚姻の届出は、當事者雙方及成年の證人二人以上から口頭か又は署名した書面を以て爲るのであります。届出の場所は、夫の本籍地又は所在地の戸籍吏にするので、入夫婚姻又は婿養子縁組のときは、妻の本籍地又は所在地にするのであります。その届書の記載方は戸籍法の規定に依るのであります。別示した通りにするのです。

婚姻の届出は、當該官吏の受理に因りて完全な

る効力を生じます。さうして、この方式を要すと定めたのは、婚姻は之れに因りて夫婦財産上の關係親族關係等を生じ、他に對しては之を公示すべき必要があるのと、又一は當事者意思の確實を保障するの目的とに出でたのであります。

この婚姻の届出の書式は、何人でも必要でありませす。之れを知らない爲めに書記を頼んで、無駄な手数料を支拂はねばならないのが普通であります。この書式は別に法律で一定してゐると云ふ譯ではなく、只法律の示した條件を具備してればよいのです。田舎の村役場などに行くと、その役場的の書式を定めてゐて、それ以外の式では受けぬと云ふ風があるが、あれは大なる間違へで一定の條件さへ具つてゐれば、それでよいのであります。今御参考の爲めに、日本國中通用する書

式を左に示しますから、もし御入用の時は適用な  
さい。無駄な手数料を出すに及びません。序に一  
言してをきますが、親族法は、法理は容易であり  
まして、實際問題の起ることは法律上首位にを  
りますから、裁判所で民事中一番うるさいもので  
あります。皆さんの中に、この法規の中でか解り  
兼ねる所などもありましたら、御遠慮なくお尋ね  
下さい。私は、幸ひ法律を知るにごく便宜な位置  
にゐますから、研究してでも御答に應じます。併  
し辯護士のやうに鑑定料はとりませんよ。

婚姻届 (普通の例)

東京府神田區仲猿樂町拾五番地平民戶主學生

夫 太田 英 隆  
明治十三年三月一日生

右父 太田 義 雄  
英 子

右母 松岡 正 雄

東京府日本橋區箱崎町二丁目拾番地戶主

妻 松岡 松 桂 平 民 學生  
明治拾八年五月參日生

右婚姻候間及届出候也

右

右父 松岡 正 雄  
右母 松岡 正 雄

明治三十八年八月拾五日

東京府神田區錦町二丁目五番地寄寓  
太田 英 隆  
松岡 君 代

証人

山本 權 助  
慶應元年貳月九日生

東京府麹町區飯田町一丁目二番地軍人  
東 郷 彦 六

証人

明治元年貳月拾日生

神田區戶籍吏桂五郎殿

注意

この外同意を要するもの、連署、又は其同意證書を添へ  
ねばなりません。併し、これがなくても、戸籍吏は受理  
せればなりません、ないときは只注意するまでです。

入夫婚姻届書の式は、右の「右婚姻候間及届出  
候也」を「右入夫婚姻候間及届出候也」と改むれ  
ば、他は全一であります。他にもありますが、こ  
れは略します。

附言

同意書を添へて出せば「右婚姻候間」の次に何々の同意を添へ  
てと書くがよろしい。  
又届書の数字は壹貳參拾の六ヶしいのに限りませす